

事務所通信



Progress

～ 進歩 ～ 一期一会

28年9月号(広告)
2016年9月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第112号
発行担当者
山本武史

高校野球、お盆休みや夏休み、オリンピックなど目白押しで盛り上がった8月も終わり、いよいよ9月に入りました、子どもたちは学校へ、ほっと胸をなで下ろしているお母さま方も多いのではないのでしょうか？

昨年の事務所通信9月号はちょうど100号でした、その事務所通信と共に「社会保障・番号制度(以下、マイナンバー制度)」についての資料をお送りしたと思います。あれから1年、新たな情報もございますので、おさらいも兼ねてもう一度マイナンバーについてお知らせいたします。

マイナンバーとは？

- 個人は、平成27年10月より、居住地の市町村より順次発送された通知カードに記載されている12ケタの番号です。
- 法人も同時期に国税庁長官より送付された、「法人番号指定通知書」に記載されている13ケタの番号です。

どのようなことで使われるの？

社会保障

- 年金の資格取得や確認、給付
- 雇用保険の資格取得や確認、給付
- 医療保険の給付請求
- 福祉分野の給付、生活保護 など

税

- 税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書などに記載
- 税務当局の内部事務 など

災害対策

- 災害者生活再建支援義援金の支給
- 被災者台帳の作成事務 など

上記の3分野で、マイナンバーが利用されることとなります。当面、法人及び個人の事業所でマイナンバーを取り扱う事が考えられるのが、「社会保障」と「税」での取り扱いになると思われます。

今月の事務所通信では、「税」で取り扱われるマイナンバーについてお伝えしたいと思います。

いつからマイナンバーが必要になるの？

1. 所得税及び贈与税・・・平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から
2. 法人税・・・平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
3. 消費税・・・平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から
4. 法定調書・・・平成28年1月1日以降の金銭等の支払いに係る法定調書から
5. 相続税・・・平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書から
6. 申請・届出書・・・平成28年1月1日以降に提出するものか

多くの場合は、申告する個人又は法人のマイナンバーを記載しますので、その時点でお教えいただければ良いのですが、4の法定調書に関して、源泉徴収票や支払調書に記載するマイナンバーは、従業員若しくは地代家賃等の支払い先の個人のマイナンバーを記載する事になる為、あらかじめ支払事由が生じた時に、従業員若しくは地主よりマイナンバーを提供してもらう必要があります。

マイナンバーの提供方法は？

マイナンバーの提供を受ける場合は、その提供されたマイナンバーが正しい事と、そのマイナンバー提供者が本人かどうかの確認をする必要があります。マイナンバーの確認は通知カード又は個人番号カードの原本の提示を受け確認を行うことと、そのマイナンバー提供者が本人であるかどうかを、写真付きの証明書(運転免許書や写真付きの個人番号カードなど)で確認を行う必要があります。



【おもて面(案)】



【うら面(案)】



また、提供を受ける際には、マイナンバーをどのような事に利用するか提供者に知らせる必要があります。

マイナンバーを提供してもらう必要がある人は？

いつからマイナンバーが必要になるの？ で少し記載しましたが、市町村及び税務署に提出する源泉徴収票や、税務署に提出する法定調書に記載が必要となります。源泉徴収票については少額であっても、市町村に提出を行いますので、給与の支給対象者全員から取得する必要があります。法定調書については税務署に提出するもので、提出が必要な主なものは、

1. 給与所得の源泉徴収票・・・(1)年末調整をしたもの
年中の支払額が500万円(法人の役員は150万円)を超えるもの
(2)年末調整をしなかったもので[給与所得者の扶養控除等申告書]提出者
年中の支払額が250万円(法人の役員は50万円)を超えるもの及び給与
と等の金額が2,000万円を超える為、年末調整をしなかった者
(3)[給与所得者の扶養控除等申告書]を提出しなかった者
年中の支払額が50万円を超えるもの
2. 退職所得の源泉徴収票・・・法人の役員に対して支払う退職手当等
3. 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書・・・複数区分がありますが、主に税理士・司法書士・社会保険労務士・弁護士への支払が対象となると思いますので、その場合は1年間の支払金額の合計が5万円を超えるもの
4. 不動産の使用料等の支払調書・・・個人に支払う使用料で1年間の支払金額の合計が15万円を超えるもの
5. 不動産等の譲受けの対価の支払調書・・・同一の方に対する1年間の支払金額の合計が100万円を超えるもの
6. 不動産等の売買又は貸付のあっせん手数料の支払調書・・・同一の方に対する1年間の支払金額の合計が15万円を超えるもの

5・6の支払調書については法人及び不動産業者である個人の方のみです。

従業員の退職後や土地等の売買後に改めてマイナンバーを提供して頂く事が難しいと思われるので、新たに従業員を採用した時は、必ず「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」等にマイナンバーを記入して提供してもらい、土地等の取引の場合には、契約時又は決済時などに、マイナンバーの提供を受けると、提供漏れを防ぐ事が出来ます。

マイナンバーを取り扱う側に準備は必要？

マイナンバーはマイナンバー法で「1. 利用・提供・収集の制限」「2. 保管・廃棄の制限」「3. 厳格な本人確認」「4. 安全管理措置」により、その取り扱いが定められています。それに基づき取り扱い側は

1. マイナンバー取り扱い担当を決め、マイナンバーを取り扱う人を限定しましょう。
2. マイナンバーを取得する際は、利用目的を伝え、番号の確認と身元の確認をしましょう。
3. マイナンバーが記載された書類は、鍵のかかる棚や引出しに保管し、パソコン等で取り扱う場合はセキュリティ対策を行いましょう。
4. 退職や契約終了で従業員等のマイナンバーが必要なくなった場合は、確実に廃棄しましょう。

今年よりマイナンバーの運用が始まっています、弊税理士法人でもマイナンバーに関してお客様にお願いする事もあると思います、お手数をお掛け致しますが、どうぞご協力お願い致します。

Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」

今月の開催日は9月8日(木)です

一年に一度、一日じっくり計画を立ててみませんか？参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみましょう。

開催日	対象者様	申込期限
9月8日(木)	7・8・9・10月決算法人	9月2日(金)
10月6日(木)	8・9・10・11月決算法人	9月30日(金)
11月10日(木)	9・10・11・12月決算法人	11月4日(金)

9月のスケジュール

8	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
12	月	* 8月分源泉所得税・住民税の納付期限
30	金	* 7月決算法人の確定申告期限及び納付期限 * 8月分社会保険料の納付期限 * 1月決算法人の中間申告・納付期限 * 消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の4・10月決算法人)



ご注意ください

厚生年金保険料率が9月分より変更(17.828% 18.182%)となりますので、給与計算の際には料率変更後の保険料での預かりをお願い致します。

